

第2章 情報の収集・伝達

資料番号 2-1

〔秋田地方気象台〕

気象観測施設

（平成29年1月現在）

観測種別	観測所名	カタカナ綴り	所在地	海面上の高さ (m)
四	八森	ハチモリ	山本郡八峰町八森字チコキ	34
雨	藤里	フジサト	山本郡藤里町藤琴字大落	68
雨	陣場	ジンバ	大館市長走字陣場	176
雨	藤原	フジワラ	鹿角郡小坂町上向字藤原	280
四雪	能代	ノシロ	能代市緑町	6
四雪	鷹巣	タカノス	北秋田市旭町	29
四	大館	オオダテ	大館市出川字上野	49
四雪	鹿角	カヅノ	鹿角市花輪字荒田	123
官三	脇神	ワキガミ	北秋田市脇神字葉岱	84
四	湯瀬	ユゼ	鹿角市八幡平湯瀬字一羽根	214
四	八幡平	ハチマンタイ	鹿角市八幡平字熊沢外 8 国有林 130 林班イ小班	578
雨	男鹿真山	オガシンザン	男鹿市北浦相川字小屋ヶ沢	84
四	男鹿	オガ	男鹿市脇本脇本字上野	20
四	大湯	オオガタ	南秋田郡大湯村大湯	-3
四雪	五城目	ゴジョウメ	南秋田郡五城目町上樋口字屋岸	6
四雪	阿仁合	アニアイ	北秋田市阿仁水無字畑町東裏	120
雨	比立内	ヒタチナイ	北秋田市阿仁幸屋渡字山根	210
雨	桧木内	ヒノキナイ	仙北市西木町上桧木内字宮田	255
官	秋田	アキタ	秋田市山王	6
四	岩見三内	イワミサンナイ	秋田市河辺三内字外川原	41
雨	仁別	ニベツ	秋田市仁別字マンタラメ	179
雨	鎧畑	ヨロイバタ	仙北市田沢湖町田沢字鎧畑	281
雨	田沢湖高原	タザワココウゲン	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳	652
官三	雄和	ユウワ	秋田市雄和椿川字山籠	91
四雪	角館	カクノダテ	仙北市角館町小勝田鶴の崎	56
四	田沢湖	タザワコ	仙北市田沢湖生保内字宮の後	230
四雪	大正寺	ダイショウジ	秋田市雄和新波字寺沢	20
四	大曲	オオマガリ	大仙市四ツ屋字下古道	30
四雪	本荘	ホンジョウ	由利本荘市埋田字用堰南	11
四	東由利	ヒガシユリ	由利本荘市東由利老方字後田	117
四雪	横手	ヨコテ	横手市横手町大樋	59
四	にかほ	ニカホ	にかほ市金浦字南金浦	7
四雪	矢島	ヤシマ	由利本荘市矢島町城内字築館	46
雨	笹子	ジネゴ	由利本荘市鳥海町上笹子字川合	200
四雪	湯沢	ユザワ	湯沢市金谷字樋ノ口	74
雨	東成瀬	ヒガシナルセ	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下	191
四雪	湯の岱	ユノタイ	湯沢市秋の宮字湯の岱	335

観測種別凡例（下表観測の組合せ）

官	気象官署（秋田地方気象台）
官三	降水量、気温、風向風速（秋田航空気象観測所、大館能代航空気象観測所）
四	降水量、気温、風向風速、日照時間
雨	降水量
雪	積雪の深さ

災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、秋田県知事が（注1）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 秋田県知事は、法第57条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときに（注2）に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 秋田県知事は、（注2）に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び通信系統
- (4) その他必要な事項

（放送）

第4条 （注2）は、秋田県知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため秋田県民生部長（注3）及び（注4）を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、秋田県知事及び（注2）が協議し定めるものとする。

第7条 この協定は、（注5）から適用する。この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

○ 各放送機関との協定締結年月日及び締結者

昭和 39 年 8 月 29 日	秋田県知事 日本放送協会秋田放送局長	小 畑 勇二郎 道 田 重 雄
昭和 40 年 1 月 16 日	秋田県知事 株式会社 秋田放送社長	小 畑 勇二郎 倉 田 儀 一
昭和 44 年 12 月 1 日	秋田県知事 秋田テレビ株式会社 代表取締役社長	小 畑 勇二郎 長谷山 行 毅
昭和 60 年 3 月 29 日	秋田県知事 株式会社エフエム秋田 代表取締役社長	佐々木 喜久治 伊 藤 正 一
平成 4 年 11 月 10 日	秋田県知事 秋田朝日放送株式会社 代表取締役社長	佐々木 喜久治 伊 藤 雄太郎

- (注 1) 日本放送協会（以下「NHK」という。）
株式会社秋田放送（以下「ABS」という。）
秋田テレビ株式会社（以下「AKT」という。）
株式会社エフエム秋田（以下「FM 秋田」という。）
秋田朝日放送株式会社（以下「AAB」という。）

- (注 2) NHK
ABS
AKT
エフエム秋田
AAB

- (注 3) 「秋田県民生部長」を「秋田県総務部危機管理監」に読み替える。

- (注 4) NHK 秋田放送局放送部長
ABS 報道部長
AKT 制作報道部長
FM 秋田放送第一部長
AAB 報道制作局長

- (注 5) 昭和 39 年 9 月 1 日（NHK）
昭和 40 年 1 月 20 日（ABS）
昭和 44 年 12 月 1 日（AKT）
昭和 60 年 4 月 1 日（エフエム秋田）
平成 4 年 11 月 10 日（AAB）

災害時における報道要請に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県知事（以下「甲」という。）が秋田県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、秋田県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲及び秋田県公安委員会（以下「乙」という。）と《別記報道各機関》（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し、報道要請を行うものとする。

- 1 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- 2 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- 3 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- 5 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- 6 保健衛生に関すること。
- 7 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

（要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 報道要請の理由
- 2 必要な報道の内容
- 3 その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
2 丙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、秋田県生活環境部消防防災課長（注）、秋田県警察本部交通規制課長及び秋田魁新報社編集局長をもってこれに充てる。

（注）「秋田県生活環境部消防防災課長」は「秋田県総務部総合防災課長」に読み替える。

（適 用）

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年11月10日

（甲）秋田県知事	寺 田 典 城
（乙）秋田県公安委員会委員長	西 村 佑 一
（丙）次表の報道機関	

協定締結報道機関一覧

報道機関名	代 表 者	
	職 名	氏 名
秋 田 魁 新 報 社	社 長	林 善次郎
朝 日 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	神 野 峯 一
読 売 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	中 村 安 宏
毎 日 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	岩 橋 豊
産 経 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	笹 谷 嘉 和
日 本 経 済 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	貝 森 明 彦
共 同 通 信 社 秋 田 支 局	支 局 長	折 笠 全 利
時 事 通 信 社 秋 田 支 局	支 局 長	畠 善 仁
河 北 新 報 社 秋 田 総 局	総 局 長	小 林 正 美
北 羽 新 報 社	社 長	山 木 弘 一

災害に関する緊急連絡の取扱いについて

平成 14 年 8 月
総務部総合防災課

- 1 災害に関する緊急連絡（以下「緊急連絡」という）は、事故・災害が発生し、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合に放送各社に対して行うこととする。
- 2 緊急連絡はファクシミリにより行うこととし、原則として各市町村または各消防本部（以下「市町村等」という）が別紙様式 2 により県に依頼し、依頼を受けた県は別紙様式 1 により行うこととする。しかし、特に緊急を要する場合には、市町村等が直接放送各社へ別紙様式 1 により緊急連絡を行うこととし、この場合に市町村等は、放送各社への連絡と同時に県に対してもその写しを送信することとする。
 なお、同一の災害により、複数の市町村等から依頼があった場合には連絡内容を県が調整した上で緊急連絡を行うことがある。
- 3 ファクシミリ送信後、発信者は送信先に対して、電話により正確に受信されたかどうか、その連絡内容等について確認することとする。
- 4 連絡内容は、簡潔かつわかりやすく記載する。
- 5 緊急連絡を受信した放送各社は、放送による広報の実施について判断をする。

放送各社等連絡先一覧

機関名	連絡先	電 話	FAX
秋 田 県	総務部総合防災課	018-860-4563	018-824-1190
		018-860-4565	
		018-860-4580	
N H K	秋田放送局放送部	018-825-8141	018-831-0585
A B S	報 道 制 作 局	018-824-8520	018-824-8558
A K T	報 道 制 作 局	090-4888-2807	018-888-2252
		018-823-6583	
エフエム秋田	放 送 部	018-824-1155	018-823-7725
		018-846-2558	
A A B	報 道 制 作 局	018-866-5114	018-823-7725

災害に関する緊急連絡系統図



